

出資持分に関する主な裁判例の概要

	1. 東京高判平7.6.14 高民48巻2号165頁 (東京高裁平6(ネ)第1929号) ※判決文は p.88	2. 東京高判平13.2.28 (東京高裁平12(ネ)第5508号) ※判決文は p.94	3. 最一小判平22.4.8 裁時1505号8頁 (最高裁平20(受)第1809号) ※判決文は p.99	4. 最二小判平成22.7.16 裁時1512号2頁 (最高裁平20(行七)第241号) ※判決文は p.104
事案の概要	社団医療法人の設立後に出資を行って入会した社員(会員)が退会に伴い出資持分の払戻しを請求した事例(いわゆる第一次八王子事件)。	社団医療法人の社員の死亡後、当該社員の出資持分払戻請求権を全額相続した者が、退会した社員は出資額に応じて払戻を請求することができる旨の旧定款規定に基づき、出資持分の払戻しを請求した事例(いわゆる第二次八王子事件)。	社団医療法人の出資社員が死亡したことにより発生した出資金返還請求権を相続等により取得したなどとして、当該出資社員の子が出資金の返還等を求めた事例。	社団医療法人の増資に当たって出資を引き受けたことにつき、相続税法(改正前のもの)9条所定のいわゆるみなし贈与に当たるとして贈与税の決定及び無申告加算税の賦課決定がなされたことから、当該出資の引受人がその取消しを求めた事例。
主な判示事項 ①	<p>【論点】 社団医療法人たる控訴人の定款にある「退会した会員は払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる」との規定の趣旨</p> <p>【結論】 出資額に応じた法人の資産に対する分け前としての財産権(出資持分)に相当する資産の払戻しを請求することができることとしたものである(いわゆる出資割合説による解釈を採用)。</p> <p><理由の要旨> 1 医療法54条は、医療法人が収益又は評価益を剰余金として会員に分配することを禁ずることによって、医療法人が営利企業化することを防止しようとしたものに過ぎないのであって、出資をした会員が法人資産に対する分け前としての持分を有するものとし、当該会員が退会したときその他会員資格を喪失した場合にその持分の払戻しをするかどうか等については、医療法は、専ら医療法人が定款等において自律的に定めるところに委ねている。</p> <p>2 控訴人の定款規定の文理に照らすと、社団医療法人たる控訴人にあるは、出資をした会員は出資額に応じた法人の資産に対する分け前としての財産権(出資持分)を有するものとし、出資持分を有する会員が退会したときその他会員資格を喪失した場合においては、出資持分に相当する資産の払戻しを請求することができることとしたものであることが明らかである。</p>	<p>【論点】 社団医療法人たる被控訴人における定款変更(社員資格を喪失した者は出資額を限度として払戻請求できるという内容に変更された。)の有効性</p> <p>※主に問題となったのは定款変更の手続面である。</p> <p>【結論】 定款変更は有効にされたというべきである。</p> <p><理由の要旨> 本件定款変更は、旧定款が認めていない持ち回り決議の方法によってされたとしても、結局のところ、被控訴人の社員全員の同意を得ていると認められる。</p> <p>しかも、こうした定款変更は、被控訴人の中心人物であり、当該病院の継続を願う被相続人(被控訴人設立後、理事長に就任してその運営に当たり、死亡時に至るまで被控訴人における出資・運営の中心的人物であった。)の意図を実現する目的でされたものであるから、たとえその定款変更の手続に旧定款に違反する点があるとしても、その定款変更は有効にされたものというべきである。</p>	<p>【論点】 社団医療法人たる被告人の定款にある「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる」との規定の趣旨</p> <p>【結論】 出資社員は、退社時に、同時点における被告人の財産の評価額に、同時点における総出資額中の当該出資社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額の返還を請求することができることを規定したものと解するのが相当である(いわゆる出資割合説による解釈を採用)。</p> <p><理由の要旨> 1 医療法(改正前のもの)44条、56条等に照らせば、同法は、社団医療法人の財産の出資社員への分配については、収益又は評価益を剰余金として社員に分配することを禁止する同法54条に反しない限り、基本的に当該医療法人が自律的に定めるところにゆだねていたと解される。</p> <p>2 本件定款の他の規定(被告人の解散時における出資者に対する剰余財産の分配額の算定について定める規定)との対照。</p>	<p>【論点】 社団医療法人が社員退社時の出資の払戻し等の対象を当該法人の一部の財産に限定する旨を定款で定めている場合において、贈与税の課税に当たり、当該法人の財産全体を基礎として財産評価基本通達194-2の定める類似業種比準方式により当該出資を評価することの合理性。</p> <p>【結論】 その方法によっては当該医療法人の出資を適切に評価することができない特別の事情の存しない限り、合理性がある。</p> <p><理由の要旨> 1 医療法人は、相当の収益を上げ得る点で一般の私企業とその性格を異にするものではなく、その収益は医療法人の財産として内部に蓄積され得るものである。そして、出資社員に対する社団医療法人の財産の分配については、最一小判平22.4.8の説くところが妥当する。</p> <p>2 標準的な出資の権利内容を示したモデル定款(多くの社団医療法人がこれに準じた定款を定めていることがうかがわれる。)は、出資社員は出資額に応じて払戻し等を受け得るところ、その対象となる財産を限定してはいない。かかる権利内容は、自治的に定められる定款によって様々な内容となり得る余地があるものの、その変更もまた可能であって、仮にある時点における定款の定めにより払戻し等を受け得る対象が財産の一部に限定されるなどしていたとしても、客観的にみた場合、出資社員は、法令で許容される範囲内において定款を変更することにより、財産全体につき自らの出資額の割合に応じて払戻し等を求め得る潜在的可能性を有する。</p> <p>そうすると、持分の定めのある社団医療法人の出資は、定款の定めいかんにかかわらず、基本的に上記可能性に相当する価値を有するといえることができる。</p> <p>3 評価通達194-2は、以上のような持分の定めのある社団医療法人及びその出資に係る事情を踏まえつつ、出資の客観的交換価値の評価を取引相場のない株式の評価に準じて行うこととしたものと解される。</p>
主な判示事項 ②	<p>【論点】 社団医療法人の設立後に出資を行って入会した社員(会員)の出資持分の割合</p> <p>【結論】 当該出資時における医療法人の資産総額に当該会員の払込済出資額を加えた額に対する当該出資額の割合によるものと解するのが相当である。</p> <p><理由の要旨> 1 医療法人にあっても資産価額は常に変動することを免れず、他方、一般的に貨幣価値は低落するのを常とするから、原始会員とその後に入会した会員がある場合において、脱退会員は退会時における医療法人の資産額に出資総額中当該脱退会員が現実に出資した額の占める割合を乗じた額の払戻しを受けることができると解したのでは、出資時期を異にする会員間の出資持分に著しい不公平が生じることになる。</p> <p>2 新会員の入会当時に原始会員が退会したとすれば、退会会員は当時の資産総額に出資総額中の当該会員の出資額の占める割合を乗じた額の払い戻しを受け得た、換言すれば、当時原始会員は上記によって算出される持分をそれぞれ有していたものと解される。</p>		<p>【論点】 出資社員Cの死亡時点において、他の出資社員Bが既に死亡していたところ(B分の出資金返還請求権に対する弁済は未了)、その後B分の出資金返還請求権が時効消滅したという事情がある場合、C分の出資金返還請求権の額をいかに算定すべきか。</p> <p>【結論】 B分の出資金返還請求権を負債として控除して算定される被告人の財産の評価額に、Bの出資額を除いて計算される総出資額中のCの出資額が占める割合を乗じて算定する。</p> <p><理由の要旨> Cが死亡した時点において、既にB分の出資金返還請求権が発生している以上、同時点より後に、B分の出資金返還請求権につき消滅時効が援用されて、同請求権が消滅したとしても、C分の出資金返還請求権の額が増加することはないと解すべきである。</p>	
主な判示事項 ③	<p>【論点】 出資持分払戻しの計算の基礎となる社団医療法人の資産の評価方法</p> <p>【結論】 当該会員の脱退時における当該資産の持つ客観的な価額によって算定すべきである。 そして、この場合の客観的な価額の算定は、いわゆる清算価額によるべきではなく、当該法人の事業の継続を前提として、当該資産を特定の事業のために一括して譲渡する場合の譲渡価額(営業価額)を標準とすべきである。</p> <p><理由の要旨> 脱退会員に対する出資持分の払戻しは医療法人の一部清算の実質を持つものであるとはいっても、当該法人は依然として事業を継続することになる。</p>		<p>【論点】 出資金返還請求が権利の濫用に当たる可能性</p> <p>【結論】 権利の濫用に当たり許されることがあり得る。</p> <p><理由の要旨> 問題となっている出資金返還請求権の額、当該医療法人の財産の変動経緯とその過程において出資者らの果たした役割、当該医療法人の公益性・公共性の観点等に照らした場合、出資金返還請求は権利の濫用に当たり許されることがあり得る。</p>	